

兵庫県公報

平成24年6月19日 火曜日 第2398号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|--|-----|
| ○平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正（文書課） | 1 |
| ○救急病院の認定（医務課） | 2 |
| ○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 2 |
| ○土地改良区の定款の変更認可（同） | 7 |
| ○家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課） | 7 |
| ○漁船保険の付保義務の消滅（水産課） | 7 |
| ○漁船保険の付保義務の発生（同） | 7 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課） | 8 |
| ○同 上（同） | 8 |
| ○同 上（同） | 8 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定通知（同） | 9 |
| ○同 上（同） | 9 |
| ○同 上（同） | 10 |
| ○同 上（同） | 10 |
| ○同 上（同） | 10 |
| ○同 上（同） | 11 |
| ○同 上（同） | 11 |
| ○同 上（同） | 12 |
| ○基本測量が終了した旨の通知（契約管理課） | 12 |
| ○公共測量を実施する旨の通知（同） | 12 |
| ○同 上（同） | 13 |
| ○公共測量が終了した旨の通知（同） | 13 |
| ○建築基準法に基づく構造計算適合性判定機関の指定の更新（建築指導課） | 13 |
| ○道路の位置指定（同） | 14 |
| ○同 上（同） | 14 |
| ○同 上（同） | 14 |
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 14 |
| ○同 上（東播磨県民局） | 15 |
| ○入札公告（管理課） | 17 |
| 収用委員会告示 | |
| ○収用の裁決手続開始決定 | 19 |

告 示

兵庫県告示第776号

平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「

| | | | |
|------------------|-------------|-----|-------|
| 農業機械士（指導・2級）認定試験 | 科目別得点及び総合得点 | 同 上 | 農業改良課 |
|------------------|-------------|-----|-------|

」

を
「

| | | | |
|-----------------------|-----------------|-----|-------|
| 指導農業機械士・農業機械士 認定試験 | 科目別得点及び総 合得点 | 同 上 | 農産園芸課 |
|-----------------------|-----------------|-----|-------|

」

に改める。



兵庫県告示第777号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 医療法人誠仁会 大久保病院
所 在 地 明石市大久保町大窪2095—1
認 定 年 月 日 平成24年5月20日
認定の有効期限 平成27年5月19日
- 2 名 称 医療法人社団医仁会 譜久山病院
所 在 地 明石市西明石北町3丁目1—23
認 定 年 月 日 平成24年5月20日
認定の有効期限 平成27年5月19日
- 3 名 称 医療法人社団五誓会 あさひ病院
所 在 地 明石市林崎町2丁目1—31
認 定 年 月 日 平成24年6月15日
認定の有効期限 平成27年6月14日
- 4 名 称 市立伊丹病院
所 在 地 伊丹市昆陽池1丁目100
認 定 年 月 日 平成24年5月20日
認定の有効期限 平成27年5月19日
- 5 名 称 医療法人社団祐生会 祐生病院
所 在 地 伊丹市山田5丁目3—13
認 定 年 月 日 平成24年6月16日
認定の有効期限 平成27年6月15日
- 6 名 称 医療法人社団青山会 復井診療所
所 在 地 小野市復井町916—12
認 定 年 月 日 平成24年6月1日
認定の有効期限 平成27年5月31日



兵庫県告示第778号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成24年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市深谷土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|--------------------|
| 理 事 | 上 仲 良 一 | 神戸市北区八多町深谷34番地 |
| 同 | 小 西 治 夫 | 同 市同区八多町深谷46番地 |
| 同 | 高 森 泰 治 | 同 市同区八多町深谷121番地 |
| 同 | 坂 上 寿 和 | 同 市同区八多町深谷1330番地の2 |

| | | | |
|-----|---------|---|------------------|
| 同 | 西 井 公 博 | 同 | 市同区八多町深谷555番地の1 |
| 同 | 西 井 義 順 | 同 | 市同区八多町深谷88番地 |
| 同 | 藤 原 司 良 | 同 | 市同区八多町深谷913番地 |
| 同 | 藤 原 道 夫 | 同 | 市同区藤原台中町6丁目6番10号 |
| 同 | 松 林 芳 宜 | 同 | 市同区八多町屏風1179番地の5 |
| 同 | 松 原 幸 雄 | 同 | 市同区八多町深谷16番地 |
| 同 | 向 井 孝 史 | 同 | 市同区八多町深谷243番地 |
| 同 | 向 井 正 幸 | 同 | 市同区八多町深谷220番地の1 |
| 監 事 | 西 明 一 男 | 同 | 市同区八多町深谷582番地 |
| 同 | 西 井 公 一 | 同 | 市同区八多町深谷471番地 |

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

上 仲 良 一

高 森 泰 治

小 西 治 夫

坂 上 寿 和

西 井 公 博

藤 原 道 夫

松 林 芳 宜

松 原 幸 雄

向 井 孝 史

向 井 正 幸

藤 原 博 司

住 所

神戸市北区八多町深谷34番地

同 市同区八多町深谷121番地

同 市同区八多町深谷46番地

同 市同区八多町深谷1330番地の2

同 市同区八多町深谷555番地の1

同 市同区藤原台中町6丁目6番10号

同 市同区八多町屏風1179番地の5

同 市同区八多町深谷16番地

同 市同区八多町深谷243番地

同 市同区八多町深谷220番地の1

同 市同区八多町深谷913番地

2 神戸市大沢土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

辻 井 壽 延

仲 西 壽 男

中 原 久 男

小 西 篤 信

和 田 茂

和 田 耕 次

辻 井 良 衛

芝 山 誠

西 浦 玉 喜

乘 池 邦 晴

向 井 善 裕

東 本 暁

石 井 孝 雄

岡 田 嘉 徳

住 所

神戸市北区大沢町神付113番地

同 市同区大沢町上大沢805番地

同 市同区大沢町上大沢2864番地

同 市同区大沢町上大沢1322番地

同 市同区大沢町中大沢542番地

同 市同区大沢町中大沢1400番地

同 市同区大沢町日西原845番地

同 市同区大沢町日西原75番地

同 市同区大沢町日西原1857番地の1

同 市同区大沢町簾80番地

同 市同区大沢町市原476番地

同 市同区大沢町神付490番地

同 市同区大沢町日西原770番地

同 市同区大沢町市原566番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

東 本 暁

仲 西 壽 男

中 原 久 男

小 西 篤 信

和 田 茂

西 山 千 秋

辻 井 良 衛

芝 山 誠

住 所

神戸市北区大沢町神付490番地

同 市同区大沢町上大沢805番地

同 市同区大沢町上大沢2864番地

同 市同区大沢町上大沢1322番地

同 市同区大沢町中大沢542番地

同 市同区大沢町中大沢804番地

同 市同区大沢町日西原845番地

同 市同区大沢町日西原75番地

| | | | |
|-----|---------|---|-------------------|
| 同 | 淵 上 多 聞 | 同 | 市同区大沢町日西原1872番地の1 |
| 同 | 上 田 達 男 | 同 | 市同区大沢町簾213番地 |
| 同 | 向 井 善 裕 | 同 | 市同区大沢町市原476番地 |
| 監 事 | 藤 原 利 夫 | 同 | 市同区大沢町上大沢847番地 |
| 同 | 稲 生 秀 治 | 同 | 市同区大沢町中大沢888番地の2 |
| 同 | 乘 池 邦 晴 | 同 | 市同区大沢町簾80番地 |

3 神戸市堅田土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

| 氏 名 |
|---------|
| 谷 哲 治 |
| 政 井 賢 治 |
| 政 井 秀 伸 |
| 政 井 恵 治 |
| 政 井 寛 治 |
| 笹 川 哲 男 |
| 石 井 正 人 |
| 小 池 孝 雄 |
| 中 垣 学 |

| 住 所 |
|-------------------|
| 神戸市西区平野町堅田342番地の1 |
| 同 市同区平野町堅田359番地 |
| 同 市同区平野町堅田502番地 |
| 同 市同区平野町堅田375番地 |
| 同 市同区平野町堅田337番地の1 |
| 同 市同区平野町堅田469番地 |
| 同 市同区平野町堅田455番地 |
| 同 市同区平野町堅田1110番地 |
| 同 市同区平野町堅田378番地 |

4 明石堀割土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

| 氏 名 |
|---------|
| 澤 田 則 雄 |
| 藤 井 孝 夫 |
| 伊 藤 偉 喬 |
| 赤 松 保 |
| 重 泰 夫 |
| 岩 井 秀 夫 |
| 西 海 勝 |
| 碓 氷 毅 |
| 山 中 佐 市 |
| 田 口 清 |
| 羽子岡 幸 一 |
| 茶 谷 秀 男 |
| 竹 中 康 訓 |
| 木 下 宣 明 |
| 井 上 一 美 |
| 松 井 一 浩 |
| 井 住 敏 彦 |
| 大 西 和 彦 |

| 住 所 |
|-------------------|
| 明石市鳥羽1596番地 |
| 同 市藤江1402番地の2 |
| 同 市藤江313番地の6 |
| 同 市林2丁目14番12号 |
| 同 市松江137番地 |
| 同 市松江531番地の2 |
| 同 市大久保町森田159番地 |
| 同 市大久保町松陰179番地 |
| 同 市小久保6丁目7番地の4 |
| 同 市野々上2丁目7番地の1 |
| 同 市林3丁目14番13号 |
| 同 市和坂2丁目12番27号 |
| 同 市小久保3丁目4番地の12 |
| 加古郡播磨町西野添5丁目10番3号 |
| 明石市西明石北町3丁目3番21号 |
| 同 市藤江1525番地 |
| 同 市野々上2丁目5番地の12 |
| 同 市大久保町江井島846番地の3 |

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

氏 名

澤 田 則 雄

藤 井 孝 夫

伊 藤 偉 喬

赤 松 保

重 泰 夫

岩 井 秀 夫

西 海 勝

吉 川 太 久

吉 本 彰

岸 本 達 夫

田 口 隆 清

羽子岡 幸 一

茶 谷 秀 男

竹 中 康 訓

木 下 宣 明

井 上 一 美

松 井 一 浩

井 住 敏 彦

大 西 和 彦

住 所

明石市鳥羽1596番地

同 市藤江1402番地の2

同 市藤江313番地の6

同 市林2丁目14番12号

同 市松江137番地

同 市松江531番地の2

同 市大久保町森田159番地

同 市大久保町松陰134番地

同 市小久保5丁目7番地の3

同 市鳥羽1612番地

同 市野々上2丁目7番地の1

同 市林3丁目14番13号

同 市和坂2丁目12番27号

同 市小久保3丁目4番地の12

加古郡播磨町西野添5丁目10番3号

明石市西明石北町3丁目3番21号

同 市藤江1525番地

同 市野々上2丁目5番地の12

同 市大久保町江井島846番地の3

5 清水新田土地改良区

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

荻 野 榮 一

高 橋 淳

鈴 木 榮

高 橋 英 明

高 橋 正 秀

荻 野 啓 司

澤 田 義 基

田 中 真 洋

林 秀 樹

鈴 木 宏

竹 内 善 宣

田 中 秀 樹

宮 明 和 彦

荻 野 敏 夫

高 橋 光 夫

高 橋 光 良

田 口 博 一

高 橋 保 之

荻 野 稔

住 所

明石市魚住町清水2062番地の6

同 市魚住町清水2083番地

同 市魚住町清水2534番地

同 市魚住町清水2533番地

同 市魚住町清水2494番地

同 市魚住町清水2536番地

同 市魚住町清水1967番地の2

同 市魚住町清水2542番地の2

同 市魚住町清水2530番地の1

同 市魚住町清水2550番地の1

同 市魚住町清水2092番地

同 市魚住町清水2561番地の1

同 市魚住町清水2022番地

同 市魚住町清水2657番地

同 市魚住町清水2555番地の2

同 市魚住町清水2524番地

同 市魚住町清水2273番地の2

同 市魚住町清水2551番地

同 市魚住町清水2575番地の5

6 田鶴野東部土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

氏 名

峠 勉

大 岸 幸 夫

伊 崎 誠

大 谷 保

住 所

豊岡市赤石228番地

同 市下鶴井1962番地

同 市野上93番地

同 市赤石334番の2番地

| | | | |
|-----|---------|---|---------------|
| 同 | 古 谷 修 一 | 同 | 市下鶴井1714番地 |
| 同 | 井 川 栄 治 | 同 | 市下鶴井1676番地の 3 |
| 同 | 大 逸 和 信 | 同 | 市下鶴井1654番地 |
| 同 | 崎 芳 明 | 同 | 市山本 8 番地の 1 |
| 同 | 田結莊 靖 彦 | 同 | 市山本72番地の 2 |
| 同 | 幸 岡 康 夫 | 同 | 市金剛寺340番地 |
| 同 | 岩 崎 房 夫 | 同 | 市森33番地の 3 |
| 同 | 伊 崎 和 博 | 同 | 市森14番地の 5 |
| 同 | 嶋 田 恒 夫 | 同 | 市下鶴井1910番地の 1 |
| 同 | 松 本 秀 雄 | 同 | 市野上1140番地 |
| 同 | 西 垣 富 夫 | 同 | 市野上360番地 |
| 監 事 | 杉 立 伸 一 | 同 | 市下鶴井2108番地 |
| 同 | 安 井 政 美 | 同 | 市森45番地 |
| 同 | 阪 井 裕 | 同 | 市赤石381番地 |
| 同 | 小 崎 義 則 | 同 | 市野上558番地の 2 |

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

井 川 栄 治

阪 井 裕

田 上 基

古 谷 修 一

嶋 田 恒 夫

松 本 秀 雄

西 垣 富 夫

岩 崎 房 夫

小 川 勇

安 居 幸 雄

杉 立 伸 一

伊 崎 和 博

崎 芳 明

住 所

豊岡市下鶴井1676番地の 3

同 市赤石381番地

同 市赤石273番地

同 市下鶴井1714番地

同 市下鶴井1910番地の 1

同 市野上1140番地

同 市野上360番地

同 市森33番地の 3

同 市山本60番地

同 市金剛寺482番地の 3

同 市下鶴井2108番地

同 市森14番地の 5

同 市山本 8 番地の 1

7 兵庫県天満大池土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

西 澤 一 弘

大 西 勉

大 西 佐久央

有 馬 光 雄

高 橋 秀 一

大 西 佳 樹

大 西 義 次

大 西 宏 之

南 正 晴

平 田 計 次

竹 内 勝 行

山 本 惠 洋

住 所

加古郡稲美町六分一377番地の 2

同 郡同 町国安459番地

同 郡同 町森安414番地

同 郡同 町中村189番地の 1

同 郡同 町中村1398番地の16

同 郡同 町六分一489番地の 2

同 郡同 町六分一180番地

同 郡同 町国安880番地

同 郡同 町中村785番地

同 郡同 町中村1015番地

同 郡同 町国安337番地の 5

同 郡同 町六分一325番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

氏 名

西 澤 一 弘

小 西 昇

池 田 耕 三

住 所

加古郡稲美町六分一377番地の 2

同 郡同 町岡204番地

同 郡同 町森安93番地の 5

| | | | |
|-----|---------|------|--------------|
| 同 | 有 馬 光 雄 | 同 郡同 | 町中村189番地の 1 |
| 同 | 高 橋 秀 一 | 同 郡同 | 町中村1398番地の16 |
| 同 | 中 本 孝 一 | 同 郡同 | 町六分一357番地の 1 |
| 同 | 山 本 惠 洋 | 同 郡同 | 町六分一325番地 |
| 同 | 大 西 宏 之 | 同 郡同 | 町国安880番地 |
| 同 | 南 正 晴 | 同 郡同 | 町中村785番地 |
| 同 | 平 田 計 次 | 同 郡同 | 町中村1015番地 |
| 監 事 | 大 村 史 郎 | 同 郡同 | 町国安427番地の 5 |
| 同 | 大 西 佳 樹 | 同 郡同 | 町六分一489番地の 2 |



兵庫県告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成24年 6 月 19 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| | |
|------------|----------------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
| 神戸市深谷土地改良区 | 平成24年 5 月 30 日 |



兵庫県告示第780号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第 5 条の規定により、種畜証明書を次のとおり書換交付した。
平成24年 6 月 19 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 飼養者の住所及び氏名又は名称 | 種類 | 品 種 | 名 前 |
|--|----|------|------------------------------|
| 加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター | 牛 | 黒毛和種 | 丸典土井、丸明波、菊郷土井、西上土井、丸秀土井、照武土井 |



兵庫県告示第781号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区については、平成20年兵庫県告示第667号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成24年 6 月 26 日限りで消滅する。

平成24年 6 月 19 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

南あわじ加入区



兵庫県告示第782号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成24年 6 月 27 日から発生する。

平成24年 6 月 19 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

南あわじ加入区



兵庫県告示第783号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町円山字西山86の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第784号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町円山字西山86の1、86の3（次の図に示す部分に限る。）、86の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第785号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町柘原字高ホシ1802の1、1802の3、1802の6、1802の8、1802の9、1802の11
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第786号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市大坪字切ダニ76の1から76の4まで、77、77の1、77の2、字カナガ谷78の1、78の2、ヤナガ谷85、86

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第787号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市奥米地字坂ノ谷78、78の4、78の5、79の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第788号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市中米地字下山5の5、5の16から5の19まで、5の43から5の59まで、5の61から5の73まで、5の82から5の87まで、48
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第789号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大屋町和田字柳41の1、41の2、42の1から42の3まで、43、43の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第790号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大屋町筏字佐治見54の6（次の図に示す部分に限る。）、54の26から54の31まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第791号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山東町粟鹿字朝来山303の1、303の6、303の7、303の9から303の11まで、303の14から303の21まで、303の29、303の30
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第792号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山東町与布土字奥山3076の46（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第793号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山東町与布土字奥山3076の1から3076の5まで、3076の8、3076の14、3076の15、3076の17、3076の18、3076の21から3076の25まで、3076の40から3076の42まで、3076の44、3076の46（次の図に示す部分に限る。）、3076の48から3076の56まで、3076の59から3076の65まで、3076の70、3076の76、3076の77、3078の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第794号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成24年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 2 作業期間
平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県内全域



兵庫県告示第795号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）

- (2) 作業期間
平成24年 5月21日から同年 8月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市西昆陽 3丁目地区
- 2 (1) 作業種類
公共測量 (4級基準点計画図作成)
- (2) 作業期間
平成24年 5月21日から同年 8月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市武庫之荘 8丁目地区



兵庫県告示第796号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量 (3級基準点測量)
- 2 作業期間
平成24年 6月11日から同年 7月31日まで
- 3 作業地域
西宮市中島町



兵庫県告示第797号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量 (2級基準点設置)
- 2 作業期間
平成24年 2月10日から同年 4月20日まで
- 3 作業地域
西宮市荒戎町



兵庫県告示第798号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第18条の 2 第 1 項の規定により、構造計算適合性判定を行なわせることができる機関の指定を次のとおり更新した。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名称 | 住所 | 事務所の所在地 | 指定の期間 |
|-------------------|----------------------|--|-----------------------|
| 財団法人兵庫県住宅建築総合センター | 神戸市中央区小野柄通 7丁目 1番 1号 | 神戸市中央区小野柄通 7丁目 1番 1号 財団法人兵庫県住宅建築総合センター 構造計算適合性判定センター | 平成24年 6月20日 から 5年間 |
| 一般財団法人日本建築センター | 東京都千代田区神田錦町 1丁目 9番地 | 大阪府中央区南本町 1丁目 7番15号 一般財団法人日本建築センター大阪事務所 | 同 上 |



兵庫県告示第799号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号 | 指定年月日 (平成年月日) | 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------------------------|---------------------|---------------|
| 第H23西播位置 0013号 | 24. 5. 28 | 宍粟市山崎町庄能字中井203番の一部、203番地先里道、203番地先水路 | 4. 50 ～ 5. 10 | 43. 48 |



兵庫県告示第800号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号 | 指定年月日 (平成年月日) | 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------|---------------|---------------|
| 第H23丹波位置 0006号 | 24. 5. 30 | 篠山市味間新字町下西ノ坪575番の一部 | 4. 00 | 22. 82 |



兵庫県告示第801号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号 | 指定年月日 (平成年月日) | 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|--|---------------|---------------|
| 第H23淡路位置 0006号 | 24. 5. 29 | 洲本市上物部字大池尻132番1の一部 | 6. 00 | 116. 72 |
| 第H24淡路位置 0002号 | 同 | 南あわじ市八木養宜上字南原548番1の一部、548番6の一部、548番11の一部 | 5. 00 | 34. 60 |

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ロイヤルホームセンター塚口
 所在地 尼崎市南塚口町四丁目1番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 ダイワラクダ工業株式会社
 代表者の氏名 島 正 登
 住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 ダイワラクダ工業株式会社
 代表者の氏名 増 村 勝 實
 住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号
 - イ 変更後
 名称 ダイワラクダ工業株式会社
 代表者の氏名 島 正 登
 住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 ロイヤルホームセンター株式会社
 代表者の氏名 芳 森 新 誠
 住所 大阪市西区阿波座1-5-16
 - イ 変更後
 名称 ロイヤルホームセンター株式会社
 代表者の氏名 中 山 正 明
 住所 大阪市西区阿波座1-5-16
- 4 変更年月日
 平成24年4月2日
- 5 届出年月日
 平成24年6月4日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成24年6月19日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成24年10月19日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に

対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年6月19日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ稲美店

所在地 加古郡稲美町六分一字百丁歩1362番地50ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 キング醸造株式会社

代表者の氏名 大 西 壯 司

住所 加古郡稲美町蛸草321番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
|----------------|---------|-----------------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 原 田 昭 彦 | 姫路市北条口4-4 |
| 有限会社ナカノ薬局 | 中 野 正 昭 | 明石市太寺大野町2707-1 |
| 有限会社マツダテレコム | 松 田 睦 男 | 加古川市八幡町上西条992 |
| 株式会社デジホン兵庫 | 大 庫 俊 介 | 加古川市加古川町平野269-1 |

イ 変更後

| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
|----------------|---------|----------------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 岩 本 隆 雄 | 姫路市三左衛門堀東の町121 |
| 有限会社ナカノ薬局 | 中 野 正 昭 | 明石市太寺大野町2707-1 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|-------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 午前9時 | 午後10時 |
| 有限会社ナカノ薬局 | 午前10時 | 午後7時30分 |
| 有限会社マツダテレコム | 午前10時 | 午後7時 |
| 株式会社デジホン兵庫 | | |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|-------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 午前7時 | 午後10時 |
| 有限会社ナカノ薬局 | 午前10時 | 午後7時30分 |

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時45分から午後10時15分まで

イ 変更後

午前6時45分から午後10時15分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年10月3日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成24年6月1日

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成24年6月1日

5 届出年月日

平成24年5月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年6月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年10月19日

(2) 提出先

東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年6月19日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県庁WANパソコン等 一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成25年3月1日（金）から平成31年2月28日（木）まで（6年間）

(4) 納入場所

兵庫県本庁舎ほか 地方機関306箇所（詳細は別途指定する場所とする。）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 根来

電話 (078) 341-7711 内線4938 FAX (078) 362-3928

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年6月19日（火）から同年7月3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成24年7月30日（月）午後3時30分 兵庫県庁西館1階 小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年7月27日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成24年6月19日（火）午前9時から同年7月3日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成24年7月23日（月）午後5時から同月30日（月）午後3時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成24年6月20日（水）から同年7月13日（金）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成24年6月20日（水）から同年7月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、7月13日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 事前協議申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成24年7月23日（月）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年7月27日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年8月7日（火）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
 - (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
1 set of personal computers for the Hyogo Prefectural Government WAN
 - (3) Lease period: March 1, 2013 - February 28, 2019
 - (4) Delivery location:
Hyogo Prefectural Government Office Buildings and 306 other places (as specified in the tender documentation)
 - (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 July 3, 2012
 - (6) Deadline for tender:
15:30 July 30, 2012 by direct delivery and electronic bidding system
17:00 July 27, 2012 by mail
 - (7) Person to contact concerning the notice:
Ms.Negoro, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4938

収用委員会告示**兵庫県収用委員会告示第46号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年 6 月 19 日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

1 起業者の名称

兵庫県

2 事業の種類及び名称

県道洲本五色線改築工事（兵庫県洲本市中川原町三木田字養老地地内から同市中川原町三木田字土筆谷地内まで）及びこれに伴う普通河川付替工事

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成24年 6 月 18 日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

| 裁決手続の開始を決定した土地 | | | | | | | 土 地 所 有 者 | | 土地に関して権利を有する関係人 | | |
|--------------------------------|-------|----|-----------------------|--------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--|--|-----------------|----|----|
| 所在 | 地番 | 地目 | 公簿地積 | 実測地積 | 取用に係る面積 | 使用に係る面積 | 氏名 | 住所 | 権利の種類 | 氏名 | 住所 |
| 洲本市 中川原 町三木 田字養 老地 | 275番 | 田 | m ² 743 | m ² 926.19 | m ² 599.27 (注1) | m ² 24.79 (注2) | 葛本 恵一郎 (持分360分の30) | 大阪市阿倍野区旭町一丁目6番1-710号 | なし | - | - |
| | 277番2 | 田 | m ² 59 | m ² 232.95 | m ² 144.55 (注3) | m ² 25.48 (注4) | 葛本 十三香 (持分360分の15) 葛本 茂守 (持分360分の15) 林 京子 (持分360分の5) 林 和也 (持分360分の5) 萬世 ふみ代 (持分360分の5) 角村 あさ子 (持分360分の5) 林 夏夫 (持分360分の10) 林 春夫 (持分360分の10) 林 勇 (持分360分の10) 乙井 敏子 (持分360分の10) 大屋 佐恵美 (持分360分の12) 中濱 まち子 (持分360分の12) 谷畑 さよ子 (持分360分の24) 滝本 令子 (持分360分の24) 山本 昌宏 (持分360分の12) 山本 智恵 (持分360分の12) 大屋 好和 (持分360分の24) 山川 里香 (持分360分の20) 西岡 智子 (持分360分の20) 田中 やよい (持分360分の40) 橋本 さゆり (持分360分の40) ただし、土地登記簿上の表示 林 繁太郎 | 大阪府和泉市富秋町二丁目21番11号 大阪府岸和田市上野町西27番10号 洲本市下内膳1362番地 洲本市下内膳1362番地 東京都西東京市柴町三丁目1番7-205号 淡路市浦153番地 尼崎市南塚口町八丁目32番3号 洲本市五色町鳥飼浦1932番地鳥飼浦団地106号室 西脇市西脇1051番地の5コーポゆかり101号 南あわじ市賀集福井1886番地 洲本市五色町鮎原三野畑885番地 淡路市浦776番地 洲本市中川原町安坂72番地 洲本市五色町鮎原三野畑895番地 尼崎市塚口本町一丁目20番27号 尼崎市塚口本町一丁目20番27号 洲本市五色町鮎原三野畑878番地3 大阪府城東区関目三丁目2番17-201号 大阪府城東区関目三丁目2番17-201号 淡路市多賀1688番地 大阪府枚方市交北三丁目1番14-307号 洲本市中川原町安坂131番地の1 | | | |

(注1) 取用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

(注2) 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①⑱⑳㉑㉒㉓及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分並びに⑧㉔㉕㉖㉗㉘㉙

㉚㉛㉜㉝及び⑧の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

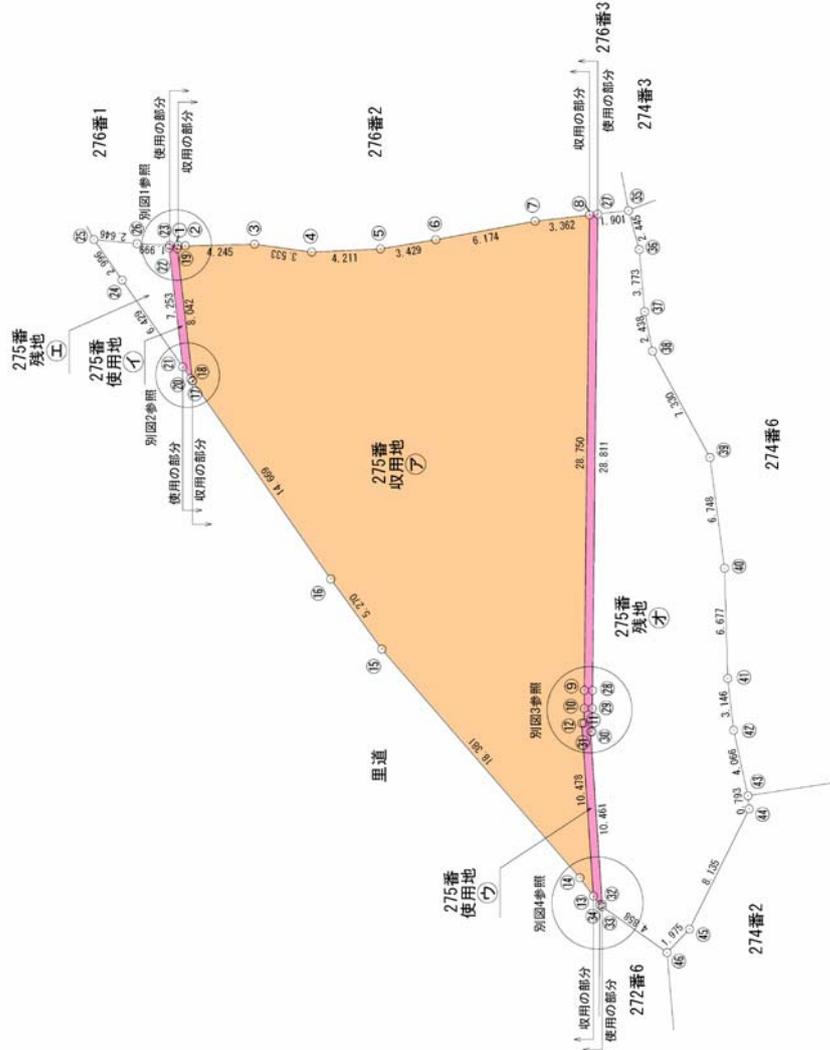
(注3) 取用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

(注4) 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①⑱⑲⑳㉑㉒㉓及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分



実測平面図 S=1:250

土地の所在 洲本市中川原町三木田字養老地
地 番 275番



求 積 表

土地の所在 洲本市中川原町三木田字養老地
地 番 275番



| 地番 | 275番用地(ア) | 275番雑地(イ) | | |
|-----|-------------|--------------------|--------------------|--------|
| 点名称 | X座標 | Y座標 | 傾面積 m ² | 辺長 m |
| ① | -181937.763 | 49147.336 | 17987.915825 | 0.190 |
| ② | -181937.762 | 49147.774 | -1867.607090 | 0.438 |
| ③ | -181937.687 | 49152.018 | 9338.480240 | 4.245 |
| ④ | -181938.163 | 49155.519 | -46794.387612 | 3.533 |
| ⑤ | -181937.968 | 49159.725 | 19171.472581 | 4.211 |
| ⑥ | -181937.413 | 49163.109 | 54569.172869 | 3.429 |
| ⑦ | -181936.204 | 49169.181 | 110033.832511 | 6.174 |
| ⑧ | -181935.919 | 49172.522 | 36878.138625 | 3.362 |
| ⑨ | -181964.667 | 49172.202 | -2827214.125551 | 28.750 |
| ⑩ | -181965.759 | 49172.195 | -107392.081524 | 1.092 |
| ⑪ | -181966.659 | 49172.189 | -88509.945602 | 0.900 |
| ⑫ | -181966.658 | 49172.050 | 98.344241 | 0.139 |
| ⑬ | -181977.112 | 49172.759 | -1028096.633286 | 10.478 |
| ⑭ | -181975.999 | 49171.925 | 109457.633290 | 1.391 |
| ⑮ | -181962.177 | 49159.809 | 1359141.227349 | 18.381 |
| ⑯ | -181957.934 | 49156.683 | 417156.875555 | 5.270 |
| ⑰ | -181945.955 | 49148.217 | 1177594.397102 | 14.669 |
| ⑱ | -181945.933 | 49148.221 | 2162.521656 | 0.022 |
| ⑲ | -181937.946 | 49147.286 | 785086.214408 | 8.042 |
| | | 傾面積 m ² | 1198.554433 | |
| | | 面積 m ² | 599.277217 | |
| | | 地積 m ² | 599.27 | |

| 地番 | 275番用地(イ) | 275番雑地(ロ) | | |
|-----|-------------|--------------------|--------------------------|--------|
| 点名称 | X座標 | Y座標 | 傾面積 m ² | 辺長 m |
| ① | -181935.919 | 49172.522 | 2827214.125551 | 28.750 |
| ② | -181935.862 | 49173.023 | 5605.696065 | 0.504 |
| ③ | -181964.671 | 49172.702 | -2833241.991526 | 28.811 |
| ④ | -181965.763 | 49172.695 | -107393.173524 | 1.092 |
| ⑤ | -181967.163 | 49172.686 | -137683.533399 | 1.400 |
| ⑥ | -181967.162 | 49172.586 | 98.345271 | 0.100 |
| ⑦ | -181977.599 | 49173.293 | -1026435.939121 | 10.461 |
| ⑧ | -181977.736 | 49173.292 | -13473.482147 | 0.137 |
| ⑨ | -181977.640 | 49173.155 | 9441.258911 | 0.167 |
| ⑩ | -181977.112 | 49172.759 | 51926.642594 | 0.660 |
| ⑪ | -181966.658 | 49172.050 | 1028096.633286 | 10.478 |
| ⑫ | -181966.659 | 49172.189 | -98.344241 | 0.139 |
| ⑬ | -181965.759 | 49172.195 | 88509.945602 | 0.900 |
| ⑭ | -181964.667 | 49172.202 | 107392.081524 | 1.092 |
| | | 傾面積 m ² | 41.735154 | |
| | | 面積 m ² | 20.867577 | |
| | | 地積 m ² | 20.86 | |
| | | 使用地計(イ+ロ) | 24.791354 m ² | |
| | | 傾面積 m ² | 24.79 m ² | |

| 地番 | 275番雑地(ニ) | 275番雑地(ハ) | | |
|-----|-------------|--------------------|--------------------|-------|
| 点名称 | X座標 | Y座標 | 傾面積 m ² | 辺長 m |
| ① | -181937.741 | 49146.824 | -8551.373637 | 1.999 |
| ② | -181937.907 | 49146.778 | -16316.737932 | 0.172 |
| ③ | -181945.111 | 49147.621 | -708112.850396 | 7.253 |
| ④ | -181939.800 | 49143.911 | 516128.834534 | 6.429 |
| ⑤ | -181937.405 | 49142.193 | 241292.385319 | 2.996 |
| ⑥ | -181937.654 | 49144.827 | -24473.467981 | 2.646 |
| | | 傾面積 m ² | 33.210093 | |
| | | 面積 m ² | 16.605047 | |
| | | 地積 m ² | 16.60 | |

| 地番 | 275番用地(エ) | 275番雑地(ニ) | | |
|-----|-------------|--------------------|--------------------|-------|
| 点名称 | X座標 | Y座標 | 傾面積 m ² | 辺長 m |
| ① | -181937.763 | 49147.336 | -2162.471520 | 0.512 |
| ② | -181937.946 | 49147.286 | -17987.915825 | 0.190 |
| ③ | -181945.933 | 49148.221 | -785086.214408 | 8.042 |
| ④ | -181945.955 | 49148.217 | -2162.521656 | 0.022 |
| ⑤ | -181945.796 | 49148.105 | 15629.115197 | 0.194 |
| ⑥ | -181945.111 | 49147.621 | 67332.572310 | 0.839 |
| ⑦ | -181937.907 | 49146.778 | 708112.850396 | 7.253 |
| ⑧ | -181937.741 | 49146.824 | 16316.737932 | 0.172 |
| | | 傾面積 m ² | 7.847554 | |
| | | 面積 m ² | 3.923777 | |
| | | 地積 m ² | 3.92 | |

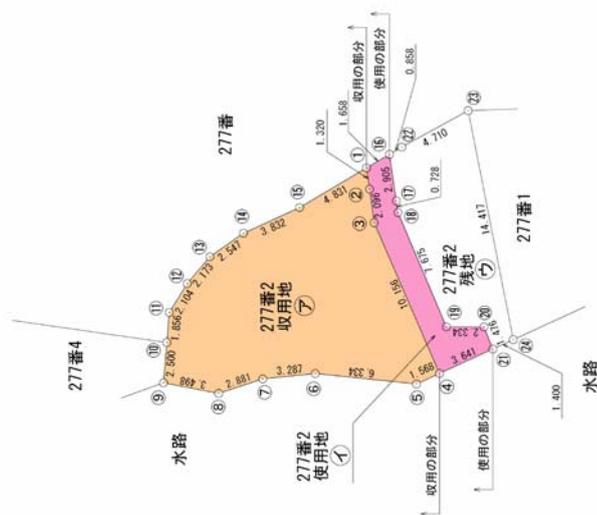
| 地番 | 275番用地(イ) | 275番雑地(ニ) | | |
|-----|-------------|--------------------|---------------------------|--------|
| 点名称 | X座標 | Y座標 | 傾面積 m ² | 辺長 m |
| ① | -181935.862 | 49173.023 | 20849.762220 | 1.901 |
| ② | -181938.007 | 49175.563 | -231812.069577 | 2.445 |
| ③ | -181941.765 | 49175.896 | -369604.782922 | 3.773 |
| ④ | -181944.155 | 49176.377 | -235061.932469 | 2.438 |
| ⑤ | -181950.587 | 49179.893 | -632627.528640 | 7.330 |
| ⑥ | -181957.275 | 49180.788 | -657836.234527 | 6.748 |
| ⑦ | -181963.949 | 49180.983 | -656466.459654 | 6.677 |
| ⑧ | -181967.075 | 49181.341 | -307480.624626 | 3.146 |
| ⑨ | -181971.045 | 49182.219 | -390503.333200 | 4.066 |
| ⑩ | -181971.835 | 49182.290 | -77707.962108 | 0.793 |
| ⑪ | -181979.106 | 49178.641 | -715182.329302 | 8.135 |
| ⑫ | -181980.526 | 49177.269 | -139665.392201 | 1.975 |
| ⑬ | -181977.736 | 49173.292 | 274398.065191 | 4.858 |
| ⑭ | -181977.599 | 49173.293 | 13473.482147 | 0.137 |
| ⑮ | -181967.162 | 49172.586 | 1026435.939121 | 10.461 |
| ⑯ | -181967.163 | 49172.686 | -98.345271 | 0.100 |
| ⑰ | -181965.763 | 49172.695 | 137683.533399 | 1.400 |
| ⑱ | -181964.671 | 49172.702 | 107393.173524 | 1.092 |
| | | 傾面積 m ² | 571.047569 | |
| | | 面積 m ² | 285.523785 | |
| | | 地積 m ² | 285.52 | |
| | | 総計(イ+ロ+ニ+ハ) | 926.197403 m ² | |



実測平面図

S=1:250

土地の所在 洲本市中川原町三木田字養老地
地 番 277番2





求 積 表

洲本市中川原町三木田字養老地
土地の所在 番 277番2

| 地 番 | 277番2除地 (㉔) | | | |
|------------------------------------|-------------|-----------|--------------------|--------|
| 点名称 | X座標 | Y座標 | 倍面積 m ² | 辺長 m |
| ① | -181881.687 | 49161.735 | 282681.180875 | 2.905 |
| ② | -181881.240 | 49162.496 | 43950.931258 | 0.883 |
| ③ | -181878.985 | 49166.631 | 221732.181385 | 4.710 |
| ④ | -181893.127 | 49169.435 | -1390668.645374 | 14.417 |
| ⑤ | -181893.707 | 49168.161 | -57035.805679 | 1.400 |
| ⑥ | -181892.339 | 49167.608 | 134523.331991 | 1.476 |
| ⑦ | -181892.341 | 49165.274 | -196.665762 | 2.334 |
| ⑧ | -181885.282 | 49162.262 | 694094.076622 | 7.675 |
| ⑨ | -181884.582 | 49162.154 | 70793.579520 | 0.728 |
| 倍面積 m ² | | | 125.835164 | |
| 面積 m ² | | | 62.91 | |
| 地 積 m ² | | | 232.95 | |
| 総計 (㉔+㉕) 232.953733 m ² | | | | |

| 地 番 | 277番2取用地 (㉕) | | | |
|--------------------|--------------|-----------|--------------------|--------|
| 点名称 | X座標 | Y座標 | 倍面積 m ² | 辺長 m |
| ① | -181882.527 | 49160.306 | 240580.345808 | 4.831 |
| ② | -181883.834 | 49160.492 | -128505.282986 | 1.320 |
| ③ | -181885.910 | 49160.780 | -204114.960672 | 2.096 |
| ④ | -181895.216 | 49164.847 | 915018.284860 | 10.156 |
| ⑤ | -181895.866 | 49163.420 | -63913.373552 | 1.568 |
| ⑥ | -181895.222 | 49157.119 | 63318.427116 | 6.334 |
| ⑦ | -181895.549 | 49153.848 | -32147.686208 | 3.287 |
| ⑧ | -181896.447 | 49151.111 | -88277.853181 | 2.881 |
| ⑨ | -181895.790 | 49147.675 | 64582.302400 | 3.498 |
| ⑩ | -181893.299 | 49147.882 | 244854.232488 | 2.500 |
| ⑪ | -181891.449 | 49148.035 | 181847.446451 | 1.856 |
| ⑫ | -181889.666 | 49149.152 | 175263.884421 | 2.104 |
| ⑬ | -181888.012 | 49150.562 | 162587.726957 | 2.173 |
| ⑭ | -181886.554 | 49152.650 | 143326.083094 | 2.547 |
| ⑮ | -181884.974 | 49156.141 | 155327.889782 | 3.832 |
| 倍面積 m ² | | | 289.102942 | |
| 面積 m ² | | | 144.551471 | |
| 地 積 m ² | | | 144.55 | |

| 地 番 | 277番2使用地 (㉖) | | | |
|--------------------|--------------|-----------|--------------------|--------|
| 点名称 | X座標 | Y座標 | 倍面積 m ² | 辺長 m |
| ① | -181882.527 | 49160.306 | 128505.282986 | 1.320 |
| ② | -181881.687 | 49161.735 | 82590.514440 | 1.658 |
| ③ | -181884.582 | 49162.154 | -282681.180875 | 2.905 |
| ④ | -181885.282 | 49162.262 | -70793.579520 | 0.728 |
| ⑤ | -181892.341 | 49165.274 | -694094.076622 | 7.675 |
| ⑥ | -181892.339 | 49167.608 | 196.665762 | 2.334 |
| ⑦ | -181893.707 | 49168.161 | -134523.331991 | 1.476 |
| ⑧ | -181895.216 | 49164.847 | -148384.509071 | 3.641 |
| ⑨ | -181885.910 | 49160.780 | 915018.284860 | 10.156 |
| ⑩ | -181883.834 | 49160.492 | 204114.960672 | 2.096 |
| 倍面積 m ² | | | 50.969359 | |
| 面積 m ² | | | 25.484680 | |
| 地 積 m ² | | | 25.48 | |